

# 公益法人の会計に関する研究会（第15回）

## 議事録

内閣府公益認定等委員会

## 公益法人の会計に関する研究会（第15回） 議事次第

日 時：平成26年12月15日（月）14:59～16:42

場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 定期提出書類について
2. 会計基準の設定主体等について
3. 検討結果のまとめ（素案）について

○横山次長 それでは、ちょっと時間前ですけれども、先生方おそろいになりましたので、第15回の「公益法人の会計に関する研究会」を開催いたしたいと思います。

本日は、お寒い中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

それでは座長、司会をよろしくお願いします。

○高山座長 もう15回になりまして、年末も迫ってまいりましたが、きょうはお忙しいところおいでいただきましてありがとうございます。

本日は、予定としては3時から5時ということなのですが、実は内容的にはそれほど大きな問題点を含んでいるものというふうには考えておりませんので、なるべく早く、4時半ぐらいをめど進めたいと思っておりますので、ぜひ皆さん御協力のほうをよろしく願います。

それで、今、残っている部分としては2つの論点が残っています。1つが「定期提出書類について」の具体的な説明について、補足的にする必要があるのではないかということ。そして、前回もちょっとFAQの話もしましたが、「会計基準の設定主体等について」の議論がございます。そして、最後は、これは次回にも続いていくんですが、今回の検討結果のまとめということで、中間報告の後にまとめていったところをどういうふうにするかということで事務局のほうから素案が出てまいりました。それを検討していただこうと思います。

それでは、事務局のほうから願います。

○松前補佐 では、1つ目でございます「定期提出書類について」、資料1をごらんいただきたいと思えます。

おめくりいただきまして、1ページ目でございます。1つ目が、「別表C（2）控除対象財産と財務諸表との関係について」でございます。控除対象財産と財務諸表との具体的な関係については、ちょっとわかりにくいという御意見がございましたので御検討いただきたいと思っております。

（1）でございますが、現行のお取り扱いについて御紹介させていただいております。現行の表示について、1つ目が会計基準の中でございますけれども、控除対象財産に関係ある基本財産とか特定資産については会計基準の（注4）のところに記載がございます。

また、②でございます。「公益法人会計基準」の運用指針の取扱要領において、基本財産特定資産の表示はこのようになっておりまして、特定費用準備資金や資産取得資金については特定資産のところに表示していただくような取扱要領を記載させていただいております。

③でございます。「公益法人会計基準」の運用指針の様式において、財産目録等で公益目的保有財産等を表示するような認定法規則がございますが、その例示を書かせていただいております。これにつきましては、3枚おめくりいただきまして添付資料1のところに財産目録の記載例を掲げさせていただいております。この特定資産や基本財産のところに、例えば土地、基本財産のところであれば「公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に利

用している」というような形で保有財産の表示をすることとなっております。

戻っていただきまして、1 ページ目の④でございます。認定等ガイドラインの8のところに、同じく公益目的保有財産の表示について規定をしております、これも、添付資料の3 ページ目のところにガイドラインの記載を添付しているところでございます。

また、お戻りいただきまして2 ページ目でございます。(2)「会計上の区分と認定法上の財産の区分及び控除対象財産の関係」ということで一表に整理させていただいております。既に、FAQの5-4の(3)に類似の表を記載しているところがございますけれども、これにちょっと追加をさせていただきまして、ここで明確にしているところは、例えば「特定資産」とか「その他固定資産」のところがございますけれども、「特定資産」のところに「使途・用途不明等」のものがある場合は遊休財産であるとか、あとはその他の公益目的保有財産のところに、ここは保有財産としか書いていないんですけども、金融資産以外の場合はその他の固定資産でもいいということになっておりますので、そのあたりの細かいこともこの表の中に入れさせていただきまして、控除対象財産と財務諸表との関係を整理させていただいております。

(3)でございます。両者の関係の明確化についてどのようにしたらいいかということでございますが、①で「別表C(2)の控除対象財産について」は、C(2)の1号財産から6号財産まで「財産の名称」の欄に「貸借対照表又は財産目録と一致した記載にしてください。」というように形で定期提出書類の手引には記載がありますけれども、実際に記載例というのが公益目的保有財産等についてはちゃんとあるんですが、次の3 ページ目のところで、特定費用準備資金などの例示の仕方がちょっと不明確というか、簡易な形になっておりまして、図の中で見ていただきますと、現行の4の費用準備資金のところが「資金の名称」のみの記載となっております。

これについては財務諸表との関係が見にくくなっておりますので、事務局の提案といたしましては二段書きにさせていただきまして、固定資産の区分の貸借対照表の科目ということで、二段書きで貸借対照表との関係を明示したいというふうに考えております。

また、記載例につきましては、申請書類のところで記載例という形でホームページに掲げさせていただいておりますけれども、今後、定期提出書類の御提出のほうは格段に多うございますので、手引のほうで追加の記載をさせていただきたいと考えております。

②でございます。「財務諸表等について」ということで、公益目的保有財産については財産目録とか貸借対照表、附属明細書で財産の勘定科目とその他の財産の勘定科目と区分して表示することとなっております。また、財産目録においてはその一表では書き切れない場合とか、例えば本部、支部のような組織になっている場合は、公益目的保有財産の明細というものを別途つくっていただくことも例として記載しているところがございます。

これについては、先ほどのガイドラインのところで添付資料でも例示をさせていただいているところがございますけれども、次の4 ページ目を見ていただきたいのですが、保有財産以外の特定費用準備資金とか、6号財産というようなものにつきましては、特に財産

目録の明細が記載例として掲げさせていただいておりませんので、もしよろしければこの記載例のように、特定費用準備資金や6号財産、交付者の定めた用途に充てるために保有している資金の明細等につきましても、このような形で記載例として記載させていただくことはどうかということで提案させていただきました。

以上が、公益目的控除対象財産についての御提案でございます。

続きまして、4ページ目の2でございます。移行法人のお持ちである実施事業資産と財務諸表との関係でございます。移行法人における実施事業資産を区分して明らかにしなければならないというふうに整備法の規則で規定があるのでございますが、貸借対照表のその方法といたしまして、貸借対照表の内訳表で区分経理をして実施事業等会計のところにある資産が実施事業資産というふうに表示する方法と、貸借対照表に実施事業資産を注記する方法の2つがあるということを、現在FAQのほうで御紹介させていただいております。

ただ、それにつきましては、そのような2つの方法があるという記載にとどまっておりますので、提案といたしましては下の(1)のまず①でございますけれども、貸借対照表内訳表において3つの区分をすることによって明示するという方法をとっている場合には、例えば実施事業資産の内容については、実施事業会計の区分にある資産が全て実施事業資産になるということではございませんので、例えば現金等の流動資産がある場合は実施事業資産になっていないという場合もございます。そういう場合に、実施事業資産のどれが該当するかというのを注記等で記載をしていただくことになろうかと思っております。その場合の注記の例といたしましては、5ページ目の記載例というところで書かせていただいております。

続きまして、2つ目の方法でございます。貸借対照表に実施事業資産を注記する方法でございますけれども、区分経理によらない貸借対照表を作成している場合には、以下のような注記で御対応いただくのはどうかということでございます。財務諸表に対する注記ということで、実施事業資産の明細を基本財産等の区分と、その財産の名称を記載していただくということで御提案させていただいております。

定期提出書類の御提案は以上でございますけれども、添付資料につきましては先ほど御紹介させていただきました、1ページ目が財産目録、2ページ目がその明細になっております。また、3ページ目はガイドラインの財産目録の記載例でございます。4ページ目が申請書類の記載例ということでございます。

申請書類の記載例はこの部分だけを取り上げておりますけれども、公益目的保有財産のところとか、2番目の公益目的事業に必要な収益事業等の財産については、財産の名称のところ貸借対照表の科目と連動している記載になっておりますけれども、1ページおめくりいただきまして5ページのところにきた場合に、上のほうで「資産取得資金」や「特定費用準備資金」、これにつきましては積立資産の名称は書いてありますけれども、貸借対照表の科目等はございませんので、これについて詳細な記載例をつくってはどうかということで御説明させていただいたところでございます。

添付資料の6ページでございますが、これは最後に説明させていただきました移行法人の計算書類の実施事業資産の書き方のFAQでございます。これには細かい記載例はございませんので、追加の記載をしてはどうかということで御提案させていただきました。

資料1については、以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

これは、定期提出書類を今、事務局のほうでチェックするときに、困ったと言うと変ですけれども、財務諸表とその連動性がなかなか見られないので、一つの方法としては会計基準のほう、あるいは運用指針のほうを直してしまうという方法もあるんですが、ただ、これだけのためであればむしろ定期提出書類の手引のほうに落とし込んで、そこで詳しく書いていったらいいのではないかと御提案です。

1番目の別表C(2)の控除対象資産と財務諸表の関係について、控除対象資産につきましては皆さんのお手元の添付資料の先ほど見た4ページ目になるのでしょうか。控除対象資産の明細を書いています。

ただ、これは申請書類なので、申請書類でその記載例を書いてあって、今、継続的な定期提出書類のところではこういうような具体例を書いていないので、では書きましょう。書いてあげないと、申請書類のほうは終わった話ですから今後のために書くのはいいんですが、書くときに今までの反省じゃないですけれども、その貸借対照表との連動性がよくわかるように、5ページ目がそうなんですが、5ページ目は単に資金の名前しか書いていないので、それが基本財産にあるのか、あるいは特定資産にあるのか、その他固定資産にあるのか。普通は特定資産にあるはずなんですけれども、その辺が読み取れないので、やはり機械的にしっかりチェックしていくのが必要であるというふうに考えれば、そこで開示をしましょうという御提案だと理解しています。それで、よろしいですね。

○松前補佐 はい。

○高山座長 そうしますと、資料1の2ページ目の(3)の提案の仕方としては、2行目に「貸借対照表又は財産目録と一致した記載にしてください。」と記載があって、先ほど見た申請時にはあったんですけれども、定期提出書類にはもうないわけですから、そこで追加をしていただく。

それで、3ページ目を見ていただきたいんですが、申請時には明確にしなかった部分である、こちらの添付資料だと5ページ目の資金の名称のところを、資金の名称は特定資産にあるのか、その他固定資産にあるのかが明示されていないので、その1行ですね。固定資産の区分という欄をつけて、そして遊休財産の判定をするときに、今まで電卓を入れながら合っているかどうかということをチェックしなければいけなかったわけですから、そういうものを少しでも軽くする。事務的な手続を軽くすることについて問題ないかどうかという話ですという至極もつとも話なんですけど、こういう取り扱いでいいかどうかです。

一応、確認ということで長参与からいかがでしょうか。

○長参与 基本的に特に問題はないと思うんですけども、最初は抵抗がありますよね。やはり書かなければいけないんだということで、そこがちょっと問題かと思います。

○高山座長 でも、今までなかったから。申請書類はあったんですが、定期提出書類ではないわけですから。

○長参与 申請書類はあったので、それを見ながら書いていただければ確かにできるんですけども、ちょっと皆さんにはお手間ですが、やっていただくということですね。一度やっていただければあとはできますので、最初だけの手間ですから、いいと思います。

○高山座長 申請書類に書いてある、これを使って定期提出書類で出しているんでしょね。だから、記載がないんでしょね。

○長参与 そうですね。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 今回の研究会の目的は小規模報酬の負担軽減であったのに、負担軽減じゃないかと言われぬようにちゃんと表現しないとイケないんじゃないかと思うんですが、確かに長参与がおっしゃるようになんて負担感があるので、ただ、やってしまうと多分、法人側も整理はできるのでいいのかなと思うんですが、ちゃんと処理さえされていけばこの積立資金は特定資産に決まっているので、一々特定資産と書く必要はないんじゃないかと思うんですけども、おっしゃるのは多分、基本財産に入っていたりすることがあるからですよ。

○高山座長 基本財産に入れたり、何か変なところに入れたり。

○中田参与 その場合、もし基本財産に入っていたらどうするんですか。基本財産に入っているから、これは特定資産にしなさいよというような御指導をするんですか。

○松前補佐 その目的に合った記載に直していただいたほうがよろしいんじゃないでしょうかということだと思いますけれども。

○中田参与 そうすると、また理事会を開いて変更しろとかと言われるので、法人としてはまた記載をうるさくチェックし始めたなという感じになるかなと思うんですが、そう言われぬような形で、要は申請書類はあったけれども、定期提出書類のほうはここが抜けてしまっていたという感じですか。

○高山座長 申請書類が抜けているわけですから、明示していればこんなことにならなかったんでしょけれども。

○中田参与 そういうことですよ。

○高山座長 定期提出書類は例示すらないわけですから、引っ張るときに申請書類の不備っぽいところを直しちゃおうかなという話なんですけれども。

○中田参与 表現に注意してやればよろしいんじゃないでしょうか。

○高山座長 上倉参与からは、何かございますか。

○上倉参与 私は、今の改正案のほうの方が親切というか、きっちり整理できていいんじゃないかなと思っています。特にこの2ページ目の表ですか、今までもFAQとかに出していたんで

しょうけれども、改めてこういうものも載せたほうが多分、法人の人もわかりやすくいいんじゃないかなとは思っています。

○高山座長 この上の部分の、これは出さないんですよね。この2ページ目のここは。

○松前補佐 はい。特に考えておりませんが、もし必要であればまた。

○高山座長 これは、本当は出したほうがいいんですよ。

○上倉参与 出してあげたほうが、うまく整理ができていいんじゃないかなという気はします。

○高山座長 そういうこともあるんですね。

金子参与、いかがでしょうか。

○金子参与 中田参与がおっしゃった基本財産、特定資産のところはちょっと気になるんですけども、それ以外は実質的な変更というよりも形式を調整したということと理解しますので、よろしいかと思えます。

○高山座長 梶川参与から、何か注意などは。

○梶川参与 正しくしようという趣旨でいらっしゃるので、別に意見を言うものでもないという気がいたします。

あとは、丁寧に啓蒙的に例を出してあげるとかという世界に近いと思えますのでよろしいんじゃないでしょうか。

○高山座長 何か小森委員のほうからはございますか。

○小森委員 ございません。

○高山座長 よろしいですか。

それでは、皆様、これについては特に大きな反対がないということで、ただ、中田参与からお話が出ましたように、もともとこの委員会自体が小規模に対する事務負担の軽減というお話を打っていますので、そういう意味でそれに逆行しないような、そんな丁寧な説明をしてあげてください。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして資料1の③の財務諸表等につきましてでございますが、これは記載例の中に入れ込むんでしたか。

○松前補佐 そうです。

○高山座長 そうですよ。議論としては、皆さん見ていただきたいのは、添付資料1の2ページ目ですけども、運用指針で財産目録について書いて、それだけだと足りないので公益目的保有財産の明細というのを追加したひな型を出しています。

したがいまして、その追加という意味が、通常、今までですと追加の場合の明細につきまして、そのところの上の1行ですが、「なお、上記ひな型では詳細な記載を表示できない場合には、下記に従い明細を作成する」というふうに書いてしまっているために、下記以外が書けないとか、「下記等」とか「例えば下記」と書けば広がったと思うんですが、「下記に従い」となると、これがかなり硬いものかなというふうに誤解されると考えております。

ただ、やはり財産目録の公益目的保有財産の場合の、先ほどの何号財産に当たるかというところをここでしっかり書いてもらわないと、実は先ほど皆さんに諮った定期提出書類の中の指標ですね。すなわち、ここでいいますところの4ページ目、5ページ目が確認できない。財務諸表が確認できないということで、確認するためにもこの財産目録のところの「下記に従い」をちょっと広げられないかなと考えております。

その広げ方としましては、資料1の4ページ目の部分ですね。これを、こんな感じで広げていこう。ただ、運用指針を正面的に変えていくのは何なので、これを記載例のほうで例えば財産目録のほうはこういうふうに広げてくださいというアプローチをとろうというふうに考えているんです。

こういうちょっと不足した部分についてやり方は、私はやむを得ないと思っていることは確かなんですが、皆様の御意見も伺いたいと思います。長参与のほうから、いかがですか。

○長参与 書き方を示すということで、特に結構だと思います。よろしいと思います。

○高山座長 運用指針で変えなくてもいいですか。

○長参与 はい。

○高山座長 中田参与のほうからは。

○中田参与 私はこれにはちょっと抵抗がありまして、この財産目録のこのひな型を使って表示している法人がほとんどですけれども、ここの使用目的欄の書き方には法人ごとに精粗があります。

そして、この下の添付書類の2ページの明細を使っている法人というのは余り見たことが実はありません。公益目的保有財産を表示するための表として財産目録が位置づけられているのに、それをこの表現では、ひな型では詳細な記載を表示できない場合にはこれで明細を記載するということになっていて、大体の法人は財産目録のほうで終わらせてしまっているのが普通なのに、この表示だと表示しなくてもいいはずの特定費用準備資金とか、交付者の定めた用途に充てるために保有している資金の明細の記載例をばちっと出してしまると、どの法律に基づいてこんなものを記載しなければいけないのというふうに必ず言われると思います。

ですので、この目的は何なのかということですね。結局、何号財産か確認したいということであれば、この財産目録の使用目的欄にわかるように書いてくれとか、そういうのを追加するならばまだわかるんです。照合するとき問題になるのでやってくれとか、そういうことならばまだわかるんですが、新しい表をつけ加えて、この表現だと公益目的保有財産のもともとある明細は法人の判断でつくらなくてもいいけれども、特定費用準備資金や、この5号、6号に関しては必ずつくらなければいけないみたいになっちゃうので、これは非常に反発を食らうんじゃないかというふうに懸念するところです。

ですので、そういう別の様式をつくるというのは余り得策じゃないんじゃないか。

○高山座長 中田参与の考え方だと、例えば財産目録の中の使用目的のところ5号を明

示してくださいというふうに書いたほうが筋がいいということですか。

○中田参与 はい。使用目的欄の記載については、実は余り触れているものがなくて、ざっくりし過ぎているんです。

○高山座長 皆さん、今のところこれを使うでしょうね。

○中田参与 ざっくりし過ぎているというところがあって、ここの書き方にはすごく細かく書いてあるところもあれば、割にざくっと書いてあるところもあって、統一感がないんですよね。だから、それに関するFAQとしてこういうことも書いてくださいねとかと言うんだったらまだ何となくわかるんですが、この様式をちょっと。

○高山座長 記載例ですか。

○中田参与 記載例ですね。だから、この書き方だとすると、記載例を示しても必要な場合には明細を作成するということにならざるを得ないじゃないですか。そうすると、皆、使わないですよ。公益の目的財産の明細も使わないのに、なぜ特定費用とか、準備金とか、5号、6号も使わなければいけないんだということになってしまうので、要するにその目的を果たしたいんだったら財産目録の使用目的欄の説明にしたほうが目的は果たせるかなと思います。

○高山座長 実は4ページ目で、これはちょっと事前に私も聞いたときに、この利用目的のところにはしっかり書いてもらうんですよね。ここの4ページ目の、今「省略」となっているところに5号とか、ここにやはりちゃんと書いてもらうんです。ちゃんと書いてもらいながら、この表自体を中のこの財産目録の添付資料の中に入れ込むのではなくて別立てしたい。そうすると、チェックもすごくスムーズに済むしというところで、これはお互いのためなのかなと、そうすると間違いもなくなるかなというところがあるんです。

特に、やはり遊休財産というのはかなり緩いと言われながらもしっかりと見て、特に6号あたりはしっかり見ていかなければいけないし、間違え例が多いので、こういうふうに見せたいというのが多分事務サイドの考えだったと思うんですけども、財産目録の使用目的のほうに吸収するという形でしょうか。古い表の中の使用目的のほうに吸収して立たせるのではないかという考えですか。

○中田参与 そのほうがいいのではないか。新しい表をつくるというのは非常に負担感があるので、そういうほうがいいのかなと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

では、上倉参与のほうから。

○上倉参与 私は中田参与に近い意見でありまして、現行の財産目録の様式というのとはちょっとわかりにくいなという気がしています。

この1ページ目の様式の中に、「使用目的等」の欄の記載例として「公益目的保有財産であり」云々というところがありまして、これはこれでわかるんですけども、次の2ページ目の「記載上の留意事項」の3つ目のポツのところに、「特定費用準備資金や資産取得資金を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする」ということで、どこまで書

くことが要求されているのか、いまひとつよくわからないなという気が私などはしてしまして、そうであれば、今この「財産目録」の「使用目的欄」のところに、何号財産ですよとはっきり明示してしまったほうがわかりやすいんじゃないかなという気はしています。

○高山座長 こういう表でもってやるのではなくて、むしろこちらの目録の本表に入れてしまう。

○上倉参与 本表に何号財産というふうを目出しするように。

○高山座長 誘導するわけじゃなくて、どんと書いてしまえと。

○上倉参与 どんと書いてしまったほうが、皆さん迷わなくて済むんじゃないかなという気はしているんです。

○高山座長 そういう意味では、きつとこういうものを出してあげないとあれですよ。先ほどの、どこに入るかというのを出してあげる。わかりました。

金子参与、今までの議論を聞いていかがですか。

○金子参与 私はメールでいただいたときには、特に表示の問題でさほど問題はないかなと思っていたんですが、中田参与や上倉参与からのお話もあったので、その点は加筆修正してもう一度、何かお示しいただければよろしいかと思えます。

○高山座長 運用指針をいじらなければいけないというのが、一番しんどいんです。今の話では運用指針の話にいきそうなので、そういう意味でこの記載例だと運用指針じゃなくて手引で済むという、安易といえば安易なんですけれども、ただ、エネルギー等を考えたときに目録だけ変更というのもちょっとどうなのかなということ、実は出ているところですよ。

梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 現場的な発言が。

ただ、こういうものを整理して明細をつくるということは、そもそも論の趣旨の啓蒙的な意味合いもあるんじゃないかなという気はちょっとするんです。どれほどのお手間になるかということは別ですけれども、あとはこういうのはまとまっているほうがチェックがしやすい。一覧性があって、多分、万が一その財産目録に書き入れられても、その整合性をとるよりはこういうほうが書きやすいという趣旨もおありかなというふうに考えまして、そうであれば一度書いてしまえばよくわかるのではないかな。なぜ、こんな数字が必要なんだということ。

○高山座長 申請書類のひな型にこれを入れてしまえばいいんじゃないですか。それは無理ですか。今、ふと思ったんですけれども、そうしたら手間がかかりますか。

○松前補佐 定期提出書類の記載例なので、要は財産目録と財務諸表との記載は。

注意として書くということですよ。

○高山座長 注意で検証とか何かできないですか。もともとこれはチェックの話ですよ。

○松前補佐 ほかのところに財務諸表の書き方までは、手引のところではちょっと書きづ

らいかなと思うので、そう考えると、あとは今ガイドラインや運用指針に書いてある特定費用準備資金については使用目的欄に書くようにというふうに書いてありますので、その意味はどういうものを書いたほうがいいのかとか、FAQを1個立てるとか、そういうことも考えられるかと思います。

○高山座長 実際、私はチェックというのはわからない。委員の中ではこういうあたりは、事務局側はもうしてしまって、委員のほうではチェックはしないという形ですか。そうすると、これはやはり事務局で悩んでいらっしゃる話なんですね。

○梶川参与 こういうのが多分、当事者がお手間になるというのは、結局もとを正せば理解がきちんとされていない。事務長の手数の話ではなくて、理解をされていないのでこういうものを新たに使うとちょっと厄介だと。

しかし、そういう意味で考えると、逆にこれはどこまでいっても、小規模であろうが、何であろうが、理解をしてもらおうということのほうが本旨ではないかな。一旦、理解をすれば、別にそれほど事務的に手数のある話ではないのではないかなと思うので、公益の制度そのものの理解にすごく影響するところなんですよ。だから、それは何か正面からいく以外ないんじゃないか。

○高山座長 そうすると、FAQで理解を深めるのと、あとはこの書き方ですか。手引で書いたり、いろいろなところで理解を深めるということですね。

○梶川参与 理解を深めるということで、これは本当に経常的な事務手数がふえ続けるという話だと現場の御意見というのはすごく多いと思うので、一旦わかってしまえば。

○高山座長 最初のときに、しっかりとわかるようにやるということですね。

○梶川参与 わからないままにやっているからどんどん話がこんがらがるというふうに、ちょっと現場感覚のない者からすると感じられたものですから、その辺はどんなものでしょうか。

○高山座長 今のお話のように、一番やはり事務局が今チェックをする中で大変苦慮されているというところと、それを本当は申請書類と定期提出書類と財務諸表で確認作業をしたいというリンクージを見たいというところから始まっている話だと思うんですけども、どうでしょうか。事務局のほうで今の皆さんの御意見をいろいろ考えていただいて、FAQでいくのか。なるべくならば、やはり運用指針を直すのは、これだけはやめたいんですけども、そうならない中で、例えば使用目的についてFAQで書いてくださいというのでもいいと思うんですね。その辺を工夫していただけますか。では、これについてはそういうことにさせていただきたいと思います。

では、次の4ページ目、2番目で「実施事業資産と財務諸表との関係について」でございます。皆様のお手元の資料-1、添付資料の6ページ目でございます。何が問題となっているかというのはこの3番ですね。3番のところ、「移行法人は、貸借対照表において実施事業資産（実施事業に係る資産）を区分して明らかにする必要があります。その方法として例えば」として、「④損益計算書同様、内訳表において実施事業会計、その他会計

及び法人会計の3つに区分することにより、明示する方法や、②貸借対照表に実施事業資産を注記する方法が考えられます」ということで、さらにその注記の内容がありません。

各都道府県は、これを受けていろいろなところに出してくださいとお願いするときに、一般の公認会計士の先生が書いているような解説書か何かを丁寧というか、非常に大事に持っていて、これでやってくださいとお願いをしている事例が資料-1の5ページ目のこんな感じというような注記のやり方ですので、多分出すことについては皆さん、実際はこれで動いていますので、そう抵抗があるものではないと思われま

ただ、今のままでFAQがそういう意味で、3番でもって何も例として出していないということは問題かと思

合わせまして、①におきましては、内訳表で分けたとしても実際はその中に現金があったりいろいろあるので、それだけだとちょっと足りないという場合がありますので、皆さんのお手元の資料-1の5ページ目の上から3行目です。もし合わない場合には、貸借対照表に対する注記でもって同じような注記をしていくということがいいんじゃないですかという提案です。

一応確認しますけれども、こんなものでいいのでしょうかということですが、長参与いかがでしょうか。

○長参与 移行法人で一番疑問に思っているのは、なぜ書くんでしょうか、意味がわからないという法人が多いんですね。法律であるから書くんだとしか理解していないので、なぜやらせるんですかという意味がよくわかっていないみたいですね。法人にとってメリットがあるんでしょうかとか、そういうことをもう少し書いていただきたいです。

基本的には、固定資産ですよね。固定資産が滅失したとか何かは支出の中に入ることがあるので、資産を区分して書いてほしいというのが一番の法人のメリットですね。そういうことがわからないので、基本的には通常その他事業がメインで、実施事業はサブ的にしようがないからこの期間やりますというところが多いので、余り資産も負債も持っていないところが多いんですね。それで、分けなければいけないんですかとか、メリットがわからないという意見が多かったように思います。

ですから、メリットを示して、そのためにこれを分けてください、書いてくださいというのを説明していただければよろしいかと思

○高山座長 そういうアプローチをとったほうがいい。それは、書くとしたらFAQですか。

○長参与 そうですね。法人のメリットがありますよということを説明していただきたいです。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 この②の注記は、これでよろしいと思

そもそも、移行法人において貸借対照表の内訳をつくるということはこのFAQがあるから

ないかと思っているわけです。それをつくって面倒なことをしているにもかかわらず、また注記をする。

だったら②の方法にするよという法人はたくさんいると思うんですが、ちょっと質問ですが、今①をとっています。では、こういうのは二度手間でも面倒臭いので②の注記方式に戻りたいと思いますけれどもといったときは、つまり内訳表を今までつくっていました。でも、もうそういうことで面倒臭いので注記方式だけにするから内訳表は作りませんといったときは、これは認可とか届け出とか必要なんでしょうか。

○松前補佐 財務諸表の表示の内容について変更がなければ、届け出等は要らないと思います。

○高山座長 監査は困るでしょうね。つくっていてやめてしまうんですからね。

実は、事前にちょっと話したときはまさにその話で、やめてもいいんだそうです。それはそれでいいんですけれども、いろいろ波及する問題があるので、①にいった法人はこの注記を書かされて確かに怒るだろうなという気はしますね。だったら②でよかったのにと感じてしまうので、気づいてしまうんでしょうね。

○中田参与 それは思いますよね。その辺の手当て、要するに何で分けているのにこんな注記も書かされなければいけないんだという話はあるかと思います。そのところをどういうふうを書くかなんですけれども。

○高山座長 書くことは簡単なんですけれども、やはり協会が困るでしょう。内訳表をなくしてしまって、監査して。

○上倉参与 去年はつくっていたけれども、ことしはつくっていない。

○高山座長 つくっていないくて、注記で済ませてしまうということですね。

長参与、いかがですか。

○長参与 苦しいですね。

○高山座長 やはり苦しいですよ。

○長参与 表示方法の変更ですよ。なぜ今期変更するんですかという理由が必要ですね。

○高山座長 何か物すごく自分を自分で縛るような感じになってしまうので。

○長参与 FAQで明確になったからとかというのはありかもしれませんね。

○高山座長 それをありにしてくれるならばいいでしょうね。

○中田参与 何らかのそういう手当てが必要かなと思います。

○小森委員 必ずしもリスクの後退だとは言えないですよ。

○中田参与 そうだと思います。別に後退じゃないと思います。

○高山座長 後退じゃないんですけれども、すごく違和感がありますね。内訳表は正味財産だけつくっておいて貸借対照表、それで本当はよかったんですけれども、こういう規定があるのでつくっちゃっていて、ああ、そうか、注記があるのかと気づいたら、やめたかったところは乗りますね。簡単になるし、乗るかもしれない。

そういうことを前提に、上倉さんいかがですか。

○上倉参与 長参与の御意見も中田参与の御意見も私は賛成でして、あとは実施事業資産の定義が何か曖昧だなと思っていまして、FAQのところに「実施事業資産」で括弧して「事業に係る資産」と書いてあるんですけども、これはわからないですよ。多分、法人の人もほとんどわかっていない。

○高山座長 最初に申請書に書いて、しまったというところはたくさんあるんですよ。

○上倉参与 申請書に書いたものが実施事業資産なんでしょうけれども、でも、全く書いていない法人で認可されているところもありますし、ずらっと書いてあるところもありますし、かなり実際の運用はばらばらだなという印象がありまして、いまさら定義を明確にできないということもあるのかもしれないですけども、個人的にはここはちょっとふわっとしたところだなと感じています。

○高山座長 正直な御意見ありがとうございました。

金子参与、今の議論を聞いていかがですか。

○金子参与 以前、メールを見たときに特に思うところはなかったんですが、FAQに何らかの形で今の実施事業のところの説明等を少し書き加えていただいて、あとは提案については①の監査上のいろいろなことについては特に皆さんと一緒に、決定に従います。

○高山座長 ありがとうございます。

では、梶川参与、気づいたこととか。

○梶川参与 今、上倉さんが言われた、そもそもその定義が多少ふわっとしているのであれば、こういう形の整理というのはむしろ建設的なんじゃないかと言えるのではないかと思います。

区分しているということは、定義がふわっとしていると区分の意味がないわけで、ここだけ出せばいいという本来の趣旨にかなうものであれば、むしろ前向きにそういう整理に進むというふうにも言えるのではないか。

○高山座長 あとは協会で整理していただいて、取り扱いをどうするか。

○上倉参与 多分、これは協会では整理できないんじゃないかと思うんですけども。

○高山座長 自分たちで考えて整理させますか。

○上倉参与 中田参与がおっしゃったように、①の注記というのはやはりすごく違和感がありまして、多分、区分しているところはこの注記はどこも書いていないと思うんです。

○高山座長 そうですね。内訳表で区分したのに、さらに固定資産で分ける。

○上倉参与 その注記を書いていないということは実施事業等会計ですか、そこに区分されたものが実施事業資産だよと明示しているものだと思うんです。

○高山座長 これは、実務上あるんですか。実は、4ページ目の下のほうから、「現預金の流動資産が実施事業等会計区分に含まれている場合もあるため、必ずしも実施事業会計区分にある資産が実施事業資産に該当するとは言えない場合がある」という事例があるわけですね。これをもって、固定資産がその実施事業の貸借対照表上の金額とこれは一致しないということを考えているんですか。しない場合もあると考えているんですか。

○松前補佐 一致しない場合もあるということ。

○高山座長 普通は一致しますよね。

○松前補佐 はい。区分経理自体がそんなには多くないということはまずあるということと、当然、固定資産が実施事業資産になるというのがもうおわかりであればいいかとは思いますが、多分そのガイドラインとかFAQができたときはそういうことで細かいことも書いていなかったと思うんですが、実際に支出計画があったときに実施事業資産を分ける意味は、たしかさっきの支出計画に影響がある、なしだけではありますけれども、預金とかが入っていたときに実施事業資産なのかどうかということまでちゃんと書くのであればこういうふうにしたほうがいいということでございます。

あとは、FAQの並びで2つ例示させていただいているので、ちゃんと明確にするんだったら、①のほうも何か書かなければいけないのであればこういう注記になってしまうなということでございます。

○高山座長 注記がもしなくて、この内訳表のこの列に金額がばっと入っているだけじゃだめなんですか。

○松前補佐 別にだめではないんですけども、もしその説明が余りうまくできない場合はこういう注記の方法があるじゃないかということですので、ないんだつたらないでもいいとは思いますが。

○高山座長 むしろやはりこれは書くとすごく違和感があるので、この注記はちょっとやめたほうがいいような気が私はして、貸借対照表の内訳表がいかげんだという前提にもなりかねないので、そこはやはりちゃんとしているならば結局、同じ金額になるはずですから。

○松前補佐 同じ金額というのは。

○高山座長 固定資産ですね。

○松前補佐 固定資産は一致だと思うんです。そこに問題はないと思っていますけれども、固定資産以外があるときに全部が実施事業資産だと思われてしまう可能性があるのも、それだったら注記したほうがなお一層明確であると考えればということなんです。

○高山座長 これがないと、やはり困りますか。ちょっとそこを聞きたいんですけども。

○松前補佐 特に最後は実施事業者の報告書というか、定期提出書類があるので、そこに書いてあるのは必ず実施。

○高山座長 ただ、分けていても書けと今は言われるんですね。

内訳表で分けていても、この注記を入れてくださいと言わないですか。

○松前補佐 とは言っていないです。

○高山座長 言っていないですか。分けていない場合に注記を入れてくださいという話で、それが5ページ目の下なんですね。

確かに、中田参与が言われるように違和感がありますよね。

○中田参与 すごく違和感があります。原則は固定資産はずなんですから、実際は

固定資産ともまた違うんですよ。申請書に書いた金額なはずなんです。

○高山座長 申請書が合っているとすればですね。

確かに、常識的に見て分けているのに、なぜもう一回注記というのはすごく違和感があって、これを絶対書かなければだめですかという話です。書かないでいいならば、書かないほうがいいんじゃないですか。

ただ、書けば、ばからしくなって皆②に行くということですか。②と同じですから、二度書かせるということですからね。

でも、この検討会の中でこれはおかしいという意見はやはり出たなとは思うんですけれども、どなたかちょっとこの点について、小森委員いかがですか。

事務局としては、欲しい。あったほうがいい。

○松前補佐 固定資産であることはわかっていれば特にこれがなくともいいと思っておりますが、それを言葉で書いて今あるFAQに置き直してもらって。

○高山座長 そのほうがいいんじゃないですか、そういうふうを書いて、それでそうじゃない場合にはこういう注記になっちゃうかもしれないけれども、そこをやはりちゃんとそもそも論でここを説明をしてあげて、ちょっと違和感が出ないような形にしてもらったほうがいいんじゃないですか。

○松前補佐 はい。

○高山座長 よろしいでしょうか。

では、ちょっと時間が予定より過ぎているんですけれども、それでは資料2でございまして会計基準の設定主体でございまして、この件につきまして事務局のほうから御説明をお願いします。

○松前補佐 資料2でございまして。以前、第4回的时候に一応適用すべき会計基準等については御議論いただいたところがございますけれども、御審議を進めていただいでいく中で改めて会計基準の設定主体についても一度御結論いただきたいと思ひまして、資料2として作成しております。

1つ目でございますけれども「会計基準の設定主体の在り方について」でございまして。公益法人会計基準は、平成16年の基準まで「主務官庁の監督に属す」とされておりました。この制度のもとで、監督の一環として旧主務官庁の申し合わせにより会計基準を策定し、この適用を法人に指導していたところがございます。

このたびの公益法人関連三法成立によって行政庁が置かれ、各行政庁のもとに置かれております民間有識者によります合議制機関によってつくられている会計基準となっております。

このような経過を経て20年基準ができているところがございますけれども、要望書の中で設定主体について御要望、御意見がございましたので、一部、下の四角の囲みのところで引用させていただいているところがございます。

この要望書の内容につきましては、平成16年会計基準までは「主務官庁の監督に属す」

とされていたということで、監督の一環で旧主務官庁が会計基準を策定し、この採用を強く要請していたと書いてございます。それで、新制度で依然として行政庁が会計基準を策定し、これによるべきことを要請することは新制度の趣旨にそぐわない。平成20年基準は制度切りかえの時期でもあったことのため、内閣府が策定したとしても一面やむを得なかったとも考えられるが、今後とも行政庁が策定・維持していくことには違和感を感じるというような要望がございました。

検討の課題といたしましては、いただいたところによりますと、今後の法的条件とか国際基準の変更など、公益法人をめぐる環境変化に即応したメンテナンス責任の所在をどう考えるか。内閣府に変わる民の設定主体の必要性をどう考えるかを御検討いただきたいということでございました。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。この要望内容については以下のように考えられるのではないかとということで3つほど挙げさせていただいております。

1つ目が、行政庁が策定の主体ではなく、内閣府のもとに置かれた民間有識者により構成される合議体が策定の主体になっているということでございます。

2つ目が、民間の設定主体が策定することについて、法令等の規定との関連がある会計基準でございますので、民間だけで作成することは技術的にも合理的ではないということでございます。

3つ目が、現在検討が進んでおります非営利法人全体に係る財務会計の考え方、このような議論もある中で公益法人もその一角をなすので、非営利法人会計全体における設定主体を考える有力な議論もあるというようなことも挙げさせていただいております。

いずれにしても、非営利法人会計の状況を見ながら公益法人会計基準の検討、作成が必要であるというふうに結論を書いているところでございます。

現段階においては、民間、第三者の設定主体は成立していないと考えております。現在の運用上、認定委員会は内閣府の機関ではあるけれども、民間の有識者により構成されておりますので、直ちに行政庁ということではないと考えているところでございます。

また、この研究会につきましても当委員会のもとに置かれているものでございますので、行政庁が必ずしも会計基準の設定主体であるとは思われないような形式になっているところでございます。

以上より、「今後、非営利法人全体の会計基準の枠組みの構築がどのようになっていくかを見つつ、必要に応じて検討することが妥当ではないか」というような結論として記載をさせていただいておりますので御議論いただければと思います。以上でございます。

○高山座長 この1ページ目は、公法協さんからの御意見だと思います。おっしゃることはよくわかるんですけども。

○松前補佐 申しわけございません。2がございました。

続けて、3ページ目で「法人類型ごとの適用する会計基準の明確化について」ということでございます。これは、法人類型ごとにどのような会計基準を適用したらいいかという

のを御検討いただきたいというようなアンケートもいただいているところがございます。法人類型については、公益法人、移行法人、支出計画期間終了後の一般法人であるとか、公益認定申請を予定している一般法人と、幾つか考えられているところがございます。公益法人も広く一般法人であることから、まず一般法人の適用する会計基準については以下のように考えるということで記載をさせていただいているところがございます。

(1) で、法人法の第119条及び第199条により、一般法人の会計は、その行う事業に応じて、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」とされております。

会計の慣行は、一部特定の法人がこれは「公正妥当」であるというふうに主張すればいいというものではないということがございます。

このような会計慣行としては公益法人の会計基準とか企業会計基準など、幾つか「会計基準」があるというふうに考えられております。

ただ、一般法人は非営利を目的とする法人であることから、利潤の獲得と分配を目的とするような法人ではないということ踏まえて、公益法人の会計基準を企業会計基準より優先して適用することと考えるべきではないかというふうに書かせていただいております。

なお、移行法人が適用する会計基準については、20年基準が運用上便利というふうに今までも書かせていただいているところがございますので、また個々に記載をさせていただいているところがございます。

また、支出計画期間終了後の一般法人、これについては行政庁に対する説明責任はないところがございますけれども、一定期間適用し続けていたことを踏まえて、引き続き適用することについては合理性があるというふうに書かせていただいております。

(2) でございます。「公益法人が適用する会計基準について」でございます。施行規則の12条では、「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行を斟酌しなければならない」となっております。

1枚おめぐりいただきまして、これについては現に昨年の7月に内閣府所管の公益法人、移行法人に対してアンケートを行ったところ、94%以上の法人が20年基準を既に適用しているというような状況でございます。また、現在においては移行期間が終了し、移行認定等の審査もほぼ終了している状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、移行期間においては20年基準を現行制度に合わせて策定したものの、移行の円滑化を図るという観点がございましたので、FAQ等で16年基準の適用も法人の実態に合ったものであり、法令が求める書類が作成提出されている限りは、16年基準でも特に問題ないということで書いているところございました。

ただ、16年基準は既に設定の主体やメンテナンスの主体が存在しないというところがございますので、一般に公正妥当というふうに維持し続けることは難しいのではないかとということで書かせていただいております。

したがって、法令等の要請を踏まえ策定された20年基準が、公益法人においては説明責任を果たすためにも便利であるということと、会計の慣行になりつつあるというふうに書

かせていただいております。

それが結論でございまして、なお、FAQについては前回もちょっと御意見があったかと思うんですけども、移行期間が終了したことをもってその役割を終えたと思われるので、ここで整理をすることが必要ではないかというような案にさせていただきます。以上でございます。

○高山座長 ということですが、先ほどちょっと説明の途中になったんですけども、資料2の1ページ目の要望書につきましては公法協さんの要望もありまして、やはりこちらとしては検討しなければいけないという状況になっております。

たたき台としましては2ページ目なんですけれども、この御要望についておっしゃることは理解はできるんですが、実際問題として、では民の設定主体を考える時間、または資金ですね。そういうことをいろいろ考えていくと、どうなんだろうというところがあります。

これは、最初に20年基準をつくったときに、最終的にはASBJを実は念頭に置いておりました、そちらが吸収してくれればいいなというような希望的観測があるんですが、あくまでも希望的観測なので、やはり向こうが受けるかどうかということがわからない中で放棄することもできないのではないかと。今の状況を放棄することはできないというふうに考えておしまして、こちらとしてはここに書いてありますように、そういう意味では内閣府の機関として公益認定等委員会はありますけれども、その委員は一応民間有識者という形になっていますので、直ちに行政庁ということではないんじゃないか。そう考えると、現実的には今の方法がいいのではないのでしょうか。

また、合わせまして2ページ目の③なんですけれども、実は日本会計士協会のほうも大きな構想を持っていて、その中で非営利法人全体にかかわる今、概念フレームワークというものを、再来年の3月くらいでしょうか。それくらいをめどに意見書というものを出して、その後、大きくまたいろいろなところを巻き込んでできるかどうかというのはこれからやっていかなければいけない話ですから、すぐにそれも実現するわけではない。

そうすると、先ほど言いましたようにASBJなのか、今、内閣府がやるのか、会計士協会がやるのかという話で、できそうな受けられる受け皿というのはそうたくさんあるわけではなくて限られている中で、こういうような論法でやはり今後も公益認定等委員会がメンテナンスし続けるというアプローチをとったらいかがかという結論でございます。

この点につきまして何か御意見がある方、ちょっとお聞きしたいんですが、長参与のほうから。

○長参与 特にありません。むしろ、当然だと思います。

○高山座長 中田参与からは。

○中田参与 私も、特にありません。

○高山座長 上倉参与は。

○上倉参与 ありません。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 この最後の「必要に応じて検討することが妥当ではないか」という書き方なんですけれども、これは要は現状のという意味なんですか。この「必要に応じて検討することが妥当ではないか」という文章から、どうにでも結論は読めるかなという感じがしたので。

○高山座長 ちょっと玉虫色ですね。読む方が読むと、誤解をしてしまいますかね。

○金子参与 逆に今、一時的だけれども、すぐやめるといふふうにも読みかねないしというところで、今はもう内部で説明をいただいたのでよろしいかとは思いますが、外に出すときにはもうちょっと書きぶりが必要かなというのが1つです。

あとは、公益認定等委員会が現状でそのような役割を果たす、もしくは果たさざるを得ない状況にあるということは理解したんですけれども、その下にあるこの委員会というところの位置づけ等も難しいところがあるかと思えます。例えば、公益法人会計基準設定委員会ではなくて、公益法人の会計に関する研究会が今の名称になっているので、もしこのままの位置づけだと会計基準をあえて設定するというときには難しいのかなということで、仮に内閣府の公益認定等委員会の下に何らかの委員会が置かれ、そこが会計基準を設定するという事になったとしても、その委員会というのがどういう名称になるかとか、どういうメンバーになるかとか、その公益認定等委員会の下にどのような位置づけで置かれて、最終的にはその基準を設定するときどういうプロセスで上申していったそれが実現するのかというところが明確になる必要が、今後実際に基準を設定していくと必要なのかなと思えます。

単に現状の基準を前提として、それに対して意見を報告書という形で申し述べるのであれば研究会という形でもよろしいかとは思いますが、実際にその基準をする、しないというのを判断して、いわゆるFAQとか、そういうレベルではなくて、もはや基準に近いレベルのものを出していくといったときには、その公益認定等委員会の下に置くにしてもどういう委員会を位置づけるかとか、あとはそのメンバーのさらに大きな委員会になるのかとか、その点も含めて検討が必要なのではないかと考えております。

○高山座長 この辺は、ちょっと注意してもう一度検討してください。

○松前補佐 はい。

○高山座長 梶川先生、いかがですか。

○梶川参与 これは、非常に難しいステージだと思います。

ただ、そういう意味では逆に、今ある意味で運用上の工夫というんでしょうか。そういう形で、少し過渡的に考えていただけるというのは、非常にその上の試みが本当にどこまで実現できていくかということを今、協会も最大限努力しているところなので、そういった意味では全体のトーンとしては非常に望ましいかと思えます。

今、金子先生がおっしゃられた、どういう位置づけにこの研究会をしていくかというお話は、一旦その研究会のたてつけをそれこそさらにステイクホルダーを広げて、作成者側

なども本来会計基準をつくるわけですから入れていくという話もあるんですが、そのたてつけをつくれればつくるほど、そこはそこで一つでき上がってしまうということがあって、それとその全体のフレームワークをつくり、共通的な非営利の会計基準の設定主体にチャレンジしているという状況等をどういう時間軸で見ていくか。また、どういう方針で集約していくかということは、また御議論させていただきたいというところはございます。

事と次第によっては、今のようにそれぞれの主体ごとに、まず第1段階の幾ら共通の枠組みがあっても、それを整理するある種の規範性のある委員会を置くのかというようなことになると思うんですけども、今ちょっと私などが考えると、ではほかの組織体でもそれぞれ置いていくかというようなことにもなるところがあるもので、つい全体の設定主体というのを考えている立場では、運用上でちょっとだけ様子を見ていただいてという思いも少しあります。ちょっと長くなりましたけれども。

○高山座長 ありがとうございます。

小森委員のほうから何かつけ加えて何かございますか。

○小森委員 最後のページの「したがって」の2行というのは、協会側が検討している概念フレームワークの話を行っているんですよ。会計基準の枠組みの構築と。

○梶川参与 概念フレームワークは財務会計の理論だと思うんですけども、多分それがさらに進展してどこかにそれなりの検討を継続的につなげてくれる仕組みの構築ということですね。

○高山座長 ある意味、そういうセーフティネットができない中で、いち抜けたということではできないわけですから、そういうしっかりとしたロードマップ等がわからない限りはやはりこの認定等委員会がやっていくしかないというのは現実的な問題だと思うんですけども、大きく変わる中ですから協会も一生懸命その辺は頑張っていくというお話を聞いていますので、その辺のところは歩調を合わせて対応すればいいのかなと思います。

○梶川参与 やっていただければと思います。

○小森委員 済みません。もう一点、3ページの類型ごとのところで、これは文章だけの話なんですけれども、ちょっと意味がわからなかったのでお聞きしたいのですが、3ページ目の2の上から2行目の終わりのところ、「公益法人も法人格は一般法人であることから、まず、一般法人が適用する会計基準について、検討する」という、このくだりなんですけれども。

○松前補佐 全体としての考え方を、まず公益法人であっても一般法人であるということは、要は非営利型であるということを言っているということにつながっているんですけども、非営利だから企業会計に優先して、より非営利の会計をあらわした会計基準のほうが優先するのではないかというのは、公益法人であっても同じ考え方にある。それを言いたいということです。

○小森委員 そういう意味なんですか。

○高山座長 これは、最終報告にこの表現は使いましたか。

○小森委員 使わなければ、別にこの中だけの話であればいいんですけども。

○松前補佐 まだ何も書いてございません。

○高山座長 ちょっとわかりづらい。確かに一般法人の上に乗っかっているんですけども、普通は並列に考えますので、そうですね。これはちょっと誤解のないようにしていただくということ。

では、3ページ目以降にいきますけれども、一般法人の会計基準について、本当は非営利徹底であろうが、そうではない法人であろうが、会計基準については行政庁としては移行法人の間は20年基準を使ってもらいたいんですけども、それ以降、知らないというのも変な話ですし、こういう結論で20年基準を使ってもらえればいいんじゃないですかとなっております。

また、合わせまして公益法人の適用につきましても、皆さんいろいろと不平不満があったとしても20年基準を適用されているという現実は重いものでございますので、いまさら16年基準をどうのこうの、あるいはこれをメンテナンスしろと言われても困りますので、もう20年基準でいきますということをここで書いているんですけども、これについて何か御意見があればどうぞ。

長参与、いかがでしょうか。

○長参与 一般法人で非営利性のあるところは特に問題なく20年基準でいいと思うんですけども、16年基準なのですが、確かに一般法人に移行したところでもまだやっているところはあるんですね。幾つかありまして、自然と20年基準のほうに収れんしていくのかなと思うんですけども、そこで16年基準はだめですよというのはちょっとどうなのか。

まだ準備というか、特に都道府県に近いところというのは官庁会計に16年基準は近いですから、一般会計、特別会計と同じように、今までと同じようにやはり持ちたい。それで、管理上は収支計算書で予算管理したいというと、かなり都道府県の会計に近いのでやりやすいという話は聞いています。ですから、当面は続けたいということもありますので、16年基準が合う法人も確かにあるんですね。そういうところはだめですよというのは、ちょっとどうなのかなということだと思います。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 まず、(1)の一般法人なんですけれども、移行法人について20年基準というか、公益法人会計基準を適用するのはもちろんいいと思うんですが、新規設立の一般法人、それから支出計画期間終了後の一般法人、これは今、対象になっておりませんが、これに公益法人の会計基準を適用することは基本的にいいんですけども、その場合に会計区分は要らないですよ。もっと違う会計区分、法人が適用しやすい会計区分を使ってもいいんだということを明示してあげないと、本当に法人会計をつくっているところは新規設立の一般法人であるんですね。それで、わからない、わからないと言っているの、それはやはりそういう配慮をしてあげないと、20年基準を適用しろというのはちょっとかわいそうじゃないかと思います。だから、そういう一定の配慮をした上で20年基準の適用

というのはいいんじゃないかと思います。

それから、16年基準のことなのですが、結局16年基準がどうしても総会とか評議員会になじむ説明がしやすい。だから、これを使いたいというところがまだまだあるのは事実です。だから、いずれは移行しなきゃいけないのかもしれませんが、そういうところもまだあるということです。以上です。

○高山座長 上倉参与から何かございますか。

○上倉参与 先ほど中田参与がおっしゃられた20年基準、支出計画がもう終了した法人ですとか、あるいは新規設立のところは法人会計を必ずしも設定する必要はないですよというアナウンスをするというのは必要だと改めて思っています。

それで、16年基準につきましてはまだ採用しているところがあるんでしょうけれども、16年基準というよりも、それは収支計算書の話だと思うんです。20年基準と16年基準というのはそんなに変わるわけではなくて。

○中田参与 会計区分なんですね。

○上倉参与 だから、16年基準というよりも収支計算書を別途とってというようなお話かと思しますので、この4ページのところに書いてありますように、16年基準というのはメンテナンスする主体が存在しませんので、いずれ取り残されていくんだと思います。

したがって、方向性としてはここに記載されているような方向性でよろしいんじゃないかとは思っています。16年基準を適用したいというのは、恐らく収支計算書なんですねというところを、もう少しこういう文章の中に入れ込んであげるとわかりやすいのかなという気はしています。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 教えていただきたいんですけども、一般法人にとって平成20年基準のほうは16年基準より優れているところというのはメンテナンス以外にありますか。

○高山座長 一般法人にとってはないでしょうね。

○金子参与 ないどころか、法人会計の問題とか、マイナスしかメンテナンス以外はないのかなというのがちょっとあって。

○高山座長 法人会計をよしとするかどうか、また議論が分かれるんでしょうけれども、あれはよくないと考えるんだったら16年基準にいきたいでしょうね。

○金子参与 そうすると、逆にその一般法人に20年基準を適用するというのであれば、やはりそういったマイナス点のほうを一般法人には適用しないように20年基準をメンテナンスしなるとなかなか受け入れてもらえないかと思えます。

先ほど財産目録のところでも運用指針にこれを入れるとありましたけれども、先ほどの話でも一般法人だとまた全然話が違ってくるということになるので、一般法人からするとやはり何らかの形で平成20年基準のほうに先ほどの法人会計の問題とかをプラスしてもらわない限り、なかなかメンテナンスができないという理由だけで16年基準を捨ててこちらにしてくださいと言うには、何か一般法人に対してのメッセージも必要であると考えます。

○梶川参与 16年基準と言ってしまって、これが会計基準の違いかという話ではないわけですね。16年と20年と、いってみれば予算自治という問題をさつき上倉さんがおっしゃられた、そこでそれをサポートする収支計算書というのがある、ないということだから、それは別につくろうが、つくるまいが、自治性に任せるという観点が一般法人で当然あるわけですから、16年がいいか、20年がいいかというのはかえってこんがらがる議論で、会計の形としては16年の次に20年ができていくわけだから、20年と、ただ、16年当時あった予算の管理方法についてどういうコメントを少しつけるかということがあり得るのかということですね。

それからもう一つ、今の内訳というのもこれは会計基準そのものといえばそうなんですけれども、合目的的な表示方法の話ですから、公益の区分がないものにこの区分がというようなものとかかなり近いところで、そういう意味では余り16年、20年というネーミングより、今の基準はもう20年基準で、それに対する一般法人の使いやすさをちょっとガイドしてあげれば、そのほうが何か話が、16年、20年というので予算管理の方法まで常に話が飛ぶのは、私としてはすごく違和感があるんです。

予算管理の話というのは、いってみれば会計基準の話ではないじゃないですか。だから、それは予算管理の話としていろいろな方法がありますよということの解説をつけていただければ、どうしてもというのであれば。

ただ、それは会計基準に含む話ではないんだという議論で整理がつけられるんじゃないかという気はするんですけども、どうですか。

○長参与 おっしゃるとおりだと思います。どうしても一般会計という言葉捨てがたいというのが多くて、それと特別会計で特別に抜き出したところで管理したい。それで、その予算統制が非常に合うということですから、20年基準のメリットは法人全体で一本であらわします。それがメインです。それで、一般法人も全く新規設立とか、移行後の法人はそれだけで済みますから非常にメリットは大きいと思うんです。あとは御自由にやってくださいというのが一般法人の会計の世界ですから、その中の内訳表として一般会計という内訳を持ってもいいし、特別会計という内訳を持ってもいいということで、使い方は幾らでもできるはずなんです。

だから、16年基準から20年基準の全く移行後とか新規設立は、本当はできるんですよ。すんなりいくんですけども、それをあらわしているとか、説明しているところはどこにもないので、20年基準で本当はいけるんですよ。予算統制も、収支計算書、収支の予算もそれと合うことができるというので、その組み合わせというのは幾らでもあるんですけども、そういうことが一般に知られていないというか、余り示したところがないです。

だから、そういうのをもうちょっとアナウンスできると、20年基準へのスムーズな移行ができるのかもしれないです。

○高山座長 そういう意味で、20年基準をつくるときに、一般になったところとか、あるいは支出計画が終わった後のフォームを示していなかったからこうなった問題があつて、

そこにもう一つひな型をつくって示してあげれば、先ほどの金子参与の話じゃないですけども、それが無い中で皆さん、あれは使えないと、だって実施事業じゃないわけなのに実施事業と書けという話ですから、なかなか使いづらいただろうなということで、どこかでそういうことを書いてあげたほうが親切なんじゃないかな。

やはり太っ腹なところを見せて、この会計基準は内閣府だけではなくて使えますよというところをちょっと見せてあげたほうがいいのですが、ただ、それは運用指針の変更になってしまうんですね。ひな型を示していくので、それはできるかどうかという話ですけども、でも運用指針というのはもともと。

○松前補佐 運用指針だと、恐らく設定主体との関係で制限がありまして、今も適用対象という省令でいくと公益法人と移行法人と新規設立して公益認定を受ける。

○高山座長 そのためでしょう。そこを太っ腹にできないかという話です。やはり、法律のたてつけ上、難しいんですかね。

○松前補佐 そう考えると、あとは説明を、要はFAQという形にやはりなっちゃうんですけども、20年基準の解説みたいな形で、会計区分の問題が今、一番問題だと思いますので、今、会計基準上は法令等の要請があれば会計区分が必要だと書いてあるので、例えば一般法人であればその要請がなければ必要ないとか、そういうことが書けるかどうか、御検討をお願いしたいということです。

○高山座長 書けるかどうかですよ。書けなければ、どこかが本当はやらなきゃいけない話なので、本当はここでやってあげるのが一番いいと思うんです。できなければ、協会でやるのか、あるいは個人的に誰かが本で出していくとか、そういう形になってしまうんですね。

ちょっと踏み込みたいんだけど、踏み込んで入れる場所を私は思い浮かばないので、先ほどおっしゃったように運用指針を直すのはなかなか難しければ、FAQに入れる問題かという、それもちょっと。

○長参与 次元が違いますね。

○高山座長 ちょっと違うんですよ。

○梶川参与 ただ、歴史的経緯というか、そのできてきた過程の説明をすれば、反対読みをすればという、そこをうまく説明をすれば、必ずしも一般法人に対して適用しろと言っているのではなくて、これは公益のためにこういう形をつくってきたということだし、その趣旨を説明すれば、最後はちょっと余分かもしれないけれども、こういう趣旨からかんがみると一般的には一般法人にとってはこれは強制するものではないが、何か便利だよなという部分なり、余り心配しないでやってねということをちょっと。

○中田参与 法律で規制がある法律ではないので、行政庁があれば、これしろというのは多分無理なんじゃないかと思います。それで、この話は会計の話だからこれはやはり会計士協会の話じゃないですか。

○高山座長 私はそう思っているんです。

○中田参与 そう思っています。負荷がかかるかどうかはちょっと別にして、そういう問題かなと思っています。

○高山座長 それをお願いすると楽だなというのはあるんだけども。

○梶川参与 ということろで、済みませんけれども、最後のところまで聞きましたので最大限の努力を。

どちらにしろ、全体の枠組みの中の話とかなりつながる話ですので。

(梶川参与退室)

○高山座長 やはり、なかなか内閣府として入れる場所が今、運用指針が最初の定義のところ直せないことになってくると、小さい字でちょこちょこっと入れることも難しいならば、ひとつ協会のほうも考えていただいて、あの趣旨を生かして、例えばこの縦のラインを、もう実施事業なんてあるわけないんだから、ここを読みかえて一般にできますよとか、そのときには法人会計はこっちに持っていったいいよとか、そんなようなイメージで、なるべく16年基準のよかった部分を取り込めるような形を委員会報告で出していけるかどうか、ちょっと検討していただいけませんか。だめならば、もう一度戻していただいて。

○長参与 基本は法人全体として一本にまとめればいいわけですから、中の使い勝手は幾らでも法人の自由にできますので、そういうことをアナウンスするというのは非常に重要ですよね。

○雨宮委員 私は余り意見を言っはいけないと思うんですが、法人の人たちと話をすると、やはり16年基準でやっいて急に20年基準になる。ただ、20年基準は法律が変わったのでその部分も取り入れたというのがあって、必ずしも16年を否定したわけじゃない。河野先生みたいに、あれは古いやつだと言って、もう既に九十何%はそれを使っているからそちらが公正妥当なんだと言われると、心理的に余りいい思っをしていないみたいなんです。

だから、その辺も一般的な公正妥当というものは20年だけしかないというように限定的に言われると、多分、違和感があるんじゃないかと思うんです。その辺をどうするか。委員会が全部この会計基準をつくったわけでもないということをも多分、先生も御存じで、御説明だけはあつたということで、その辺が何となくまだしこりが随分残っている気がします。

その辺を上手に、それこそ16年と20年のどこが違っ、20年を使うとこの辺がすごくいいとか、16年はこっちのほうよかつたとか、幾つか御説明があつて、16年のメンテナンスはできないからあれはもう使えないんだと言っ、どこでそんなふうになつたんだと言われてしまいますので、個人的な意見で申し訳ないけれども、法人からはそういう意見を聞っています。別に私は公益法人協会の回し者じゃないですが。

○高山座長 そういう意味で協会が頑張っけるとありがたいですけども、多分協会も16年、20年、いろいろわかつているはずですから、内閣府への申請書類を出さない法人用に20年を一つのベースにして内訳表を工夫して、皆さんのそういうアレルギーを取るよ

うなものを出していただくとこちらの委員会としてはすごくありがたいことなので、本当はそれをやりたいんですけども、やはりなかなか立場上できない部分があるので、ぜひそこをフォローしていただきたい。

そうすると、こちらも16年を否定するわけじゃなくて、そういうところでちゃんとフォローできるんだから皆そちらも持てよということも言えるので、そのうち遠い将来か、そう遠くない将来で設定主体等の話が煮詰まってくるといろいろなことを考えられますから、それを期待して協会にも手伝っていただく。

最後に、ちょっと途中で消えましたけれども、聞いていますから、ぜひそういう方向でもってよろしいですか。何か御意見はよろしいですか。

では、そういう形でこの設定主体については終わらせるということです。

ただ、FAQについては使命が終わったものについては消していかなければいけないので、そこで16年は消えてしまうかもしれませんけれども、ぜひ協会のほうでフォローアップのほうをよろしく願いいたします。

それでは、最終報告案について大きな修正等がもしあれば、あるいは特に説明する部分があれば説明してください。お願いします。

○松前補佐 資料3でございます。今まで御議論いただいたところをまとめたところがございます、目次が1ページ目、2ページ目でございます。この目次の並び順は、当初出させていただいております検討課題の項目に沿っておおよそ書いているところがございます。当初、その検討課題についてはA、B、Cと3つのランクに分けていただきまして、Aのところまでできてきたものから項目に合わせてCに落としてあるようなものも、同じ種類の区分であれば先に記載するという形で目次を構成させていただいております。

目次の中で、Ⅱの「公益法人会計基準の適用の在り方」と、2ページ目の定期提出書類のところの2と3については本日御議論いただいておりますので、まだ記載の中には書いてございませんが、きょうの御議論を踏まえましてまたここに追加させていただく予定でございます。

それ以外のところにつきましては、今まで提出させていただいております資料等から案をまとめておまして、新たに大きく変わったところは余りないというふうに認識しております。

まず、1ページ目からめくっていただきますと、「小規模法人の負担軽減策」ということで、これも何度も御議論いただいたところでその結果を書かせていただいているところがございます。

2ページ目でございますけれども、これはきょうの結果を入れさせてもらうところが赤字のところがございます。3番目以降は、前回御議論いただいて御結論いただいたことを表現しているところがございます。

3ページ目のⅢでございますけれども、これは正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の廃止の話でございます、これも以前、御議論いただきました資料に沿ってま

とめさせていただきます。

次の4ページ目でございますが、これも4ページ目以降ずっと続いているんですけども、12ページのところまでは収支相償の話と、控除対象財産である6号財産指定正味財産の関係を何度かにわたって御議論いただいたところをまとめたところでございます。その間には幾つかそのまとめさせていただきました文章を出しているところがございます。赤字に途中なっているところは、途中で御議論いただいて直させていただいたところがございます。

12ページ以降でございますけれども、定期報告書類の別表Hとの関係、これについても4月に御議論いただいたことをそのまままとめているところがございます。

また、それ以降、14ページの財務三基準以外、これについても前回までに御議論いただいたところを書かせていただいておりますので、結論が御議論いただいたとおりに書いているつもりでございますけれども、内容について何かお気づきの点があれば御意見いただきたいということです。

あとは、項目についてはこの並びでいいかというのも御検討いただきたいということと、次回が最終報告書案の御検討になっている関係でございますけれども、添付資料についてはまだ不十分でございますので、どういったものをつけるかというのはまた検討させていただいて案として出させていただきますけれども、きょうにおいては添付資料はございませんので、その点はまた御議論、もしくは御意見をいただければと思います。以上でございます。

○高山座長 これは皆様に事前にお目通し願っていることになっておりますが、こうやって打ち出させていただいて、また必要な部分があれば次回でも結構ですから気づいたこと、あるいは誤字等を含めて御意見をいただきたいと思いますが、現在、何か気づいた点がございましたら御意見いただきたいんですけども、長参与から何か気づいたところがありますか。また必要であればよく読んでいただくという形で。

○長参与 今は、特にありません。

○高山座長 中田参与から何かありますか。

○中田参与 では1点だけ、4ページで法人区分の義務づけ廃止の話なんですけれども、4ページの真ん中に「したがって」というところがありまして、「公益目的事業のみを行う法人については、この問題がないため、法人会計区分の義務付けを廃止することとなった」。これはいいんですけども、「この場合、管理費の財源をどのように考えたらよいか検討を行った。その結果、法人会計区分を作成しない場合は、管理費相当額の収益を管理費の財源とみなすこととなった」。

私は、これは決定されたという自覚がなかったんですけども、なったんでしょうか。そういうふうにならざるを得ないという話は聞いたんですけども、なったという研究会の結論が得られたとは考えていなかったの、この表現はすごく普通に読むと激しくいら立たしい表現だなと。

つまり、義務づけを廃止することとなったんだけど、その管理費相当額の収益を管理費の財源とみなす。つまり、黒字額をゼロとみなすことになったから、その次のところで、やってもいいけれども、結局、資金面の都合で業務量を勘案して適当に選択することができることとした。やってみるならばやってみろというような表現になっていて、こういう挑発的な表現はどういうものかなとちょっと思っていました。この辺は、ちょっと表現を考えなければいけないかなと思っています。

○高山座長 もうちょっとオブラートに包んだほうがいいですかね。

○中田参与 そうですね。特に、管理費の財源とみなすこととなったと決めたかなというのがちょっとあれだったんですね。

それで、結論的には公益目的事業のみを行う法人については義務づけを廃止してもいいよということ言って、だけど、こうだよということ結局使えないだろうということだったら、廃止したということ自体どうなのか。そんなことを結果として公表するのかなというような感じになっているんですけれども、これはどうなのでしょう。結局、そういうことだからやめにするというほうがかえって親切かなと思ったりしたんですけれども。

○高山座長 自分の首を絞めるだけですよということが本当は隠れているから、正直になっちゃったんでしょうね。

○中田参与 この辺は表現の問題なのか、それとも義務づけを廃止するということが自体を言うべきなのか。結局は、ほかの法人と同じように今までどおりとすることになったというほうが逆にいいのかどうか。ちょっとその辺は検討の必要があるかなと思いました。

○高山座長 だから、廃止することが可能だけれども、こういう欠点があるということを書き過ぎているんですよ。親切と言えば親切なんだろうけれども、確かにかちんとくる方はいらっしゃるでしょうね。

○中田参与 物すごくあおっているように読めないこともないなみたい。

○高山座長 ありがとうございます。ほかに後であれば、また御指摘ください。

上倉参与から、もし今、指摘できることがあれば。

○上倉参与 現時点で気づいた事項で、5 ページ目の赤字で書いてあるところですけども、「他の非営利法人である社会福祉法人にも順次導入されていることに鑑みると」というところのくだりで、私もこの会の資料を提出したときに、何か社会福祉法人のことをだしに使って書いたような記憶もあるんですけれども、ここでその社会福祉法人のことを記載していいものなのかどうか、今、改めて思ったところなんです。

私も盛んにそんなようなことを口走ったかもしれませんが、ちょっと引っかかったということです。

○高山座長 わかりました。

金子参与から、現時点で何かこれと気づいた部分は。

○金子参与 難しいと思うのは、ここのメンバーは多分、途中で外からのいろいろな圧力と言っては言い過ぎかもしれませんが、考えとか、その前提が完全に共有されているので

ある程度、読むとわかるところもあるんですけども、一見するとちょっと誤解を生じかねないかなと思うのが、11ページのところだと、例えば「使途の制約」のところでは2段落目、しかしながら、寄附者からの使途の制約が明確でなくても指定とみなすことも可能と書いてあって、本来の会計基準の趣旨はあくまでも内部者ではなくて寄附者が何を支持するかというのが前提なのにもかかわらず、使途の制約が明確でなくても法人内部で決めればという、ここ自体がもう会計基準違反にも読めちゃうのかなと思うんです。

もともと内部ではなくて、外部の人が指定するということに指定正味財産の肝があるというふうに平成16年基準以降、理解されていることを考えたときに、なかなか通りにくいのではないかと。

○高山座長 もともと外部ですから、それを内部で決めていいのかという話ですね。

○金子参与 そうなんです。あくまでも外部だというのが前提としてあって、ただ、その外部のときにいろいろと曖昧だったりするときに、やむを得ずそのような規定が使えるときも、これもある意味、外部の意図がある程度は擬製できるので、本来は外部だけでも、外部の人が恐らくそう思っているんだらうということが内部規定から読めるのであれば、それはもうやむを得ないこととして考えられるということが多分、話としてあったんですけども、その辺は極めてやむを得ない事例であるという形にしなければ、この文章だけだと会計基準違反になってしまうのかなというところがあります。

○高山座長 そうですね。寄附者の意思ですからね。

○金子参与 そう明文化されてしまっているのです。

○高山座長 そうですね。ちょっと気をつけたほうがいいかもしれませんね。

○金子参与 その上で、法人が自主的に判断をしなければ利用ができない場合は指定正味財産から除くというのもちょっと難しく、雨宮先生とか、いろいろ助成財団とかだと、あくまでもその助成金をどう配分するかというのはすごく財団にとっては重要な意思決定になってくるとすると、やはり法人の指定正味というのはあくまでもどう使ってくれということで、その上での自主的な判断というのをむしろしないと、自主的な判断も何もないと第三者交付になって、最初から指定正味財産じゃなくて負債になってしまうんじゃないか。預かり金の負債になっちゃうんじゃないかということも出てきてしまうということがあって、そうするとここは一体どういうふうに行けばいいのかなというところは気になるところです。以上です。

○高山座長 きっと御指摘があると思ったので、適切に指摘していただいてありがとうございます。

小森委員のほうから何かございますか。

○小森委員 済みません。もうちょっと時間をください。

○高山座長 では、皆さん、次回までもうちょっと読み込んでいただいて、これは最終報告になりますので、悔いのない報告書を出したいと思っておりますので、ぜひそういう批判的な目を見ていただいた上で、皆さんの理解が得られるように工夫をする表現にしたいと思

ます。

今までの議論の中で、この中にいる方たちは情報は共有化しているんですけども、知らないという人が見たときにどうなるかという目で、ぜひもう一度確認をしていただければと思います。

そういうことで、予定時間を10分過ぎてしまったんですけども、以上をもちまして第15回の研究会を終わりにしたいと思います。

次回のスケジュールをよろしくお願いします。

○松前補佐 次回でございますが、年明け1月28日の3時からになっておりますので、よろしく願いいたします。

○高山座長 これは最後ですね。

○松前補佐 はい。これが最終回でございます。

○高山座長 ぜひ皆さんの忌憚のない御意見をお待ちしておりますので、よろしく願いいたします。

また、今回の議論を踏まえて、15回の部分を足していただいて、もう一度こちらのほうに送っていただけますか。

では、年末も迫っておりますけれども、お忙しいところをどうもありがとうございました。また、次回よろしくお願いします。